

ロイヤルホームセンター株式会社
代表取締役 芳森新誠 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成21年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下、「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター京都横大路
京都市伏見区横大路天王前9番1号外6筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後、来店客車両の増加や駐車時間の変化が見込まれる場合においては、駐車場収容台数の不足が生じることがないように適切な駐車場運営が望まれます。また、BGMについては店舗周辺への影響に配慮した運用により、周辺地域の生活環境の悪化を回避するよう配慮が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の工業地域に立地している。

周辺の状況は、店舗北側に工場、東側に道路を隔てて工場及び事業所、南側には京都外環状線を隔てて事業所、西側には駐車場を隔てて住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会における意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

変更内容のうち、駐車場収容台数の減少に伴い収容台数の不足が予想されるとともに、営業時間の延長によって、一日あたりの総来客数が増加し、自動車や自転車等による来店客の増加に伴い駐車場や駐輪場の収容台数の不足が生じること、廃棄物等の排出量が増加し保管施設に不足が生じること、騒音について等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場収容台数の不足について

駐車場の利用予測によると、営業実績から、ピーク時の来客数及び来客車両は増加せず、減少後の収容台数でも来店客車両が収容可能と予想されることから、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

ただし、今後、来店客車両の増加や駐車時間の変化が見込まれる場合においては、駐車場収容台数の不足が生じることに伴い周辺交通環境への悪影響が生じないよう適切な駐車場運営が望まれる。

（2）駐輪場収容台数の不足について

営業実績から、ピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の保管容量の不足について

現状の排出量及び予測によれば排出量は増加しないため、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の変更に伴い、等価騒音レベルの値が上昇するが、環境基準値を下回っていることから周辺環境への影響は少ないと考えられる。

なお、BGMについては店舗周辺への影響に配慮した運用により、周辺地域の生活環境の悪化を回避するよう配慮が望まれる。